

## 26. 「城山町二丁目第一地区」地区計画

●都市計画決定:平成28年3月22日(告示第 29号・決定)

●都市計画変更:平成30年 4月 1日(告示第24号・変更)

名称	城山町二丁目第一地区
位置	小山市城山町二丁目の一部
面積	約 0.4 ha
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの。 2. 同法同表(り)項第2号及び第3号に掲げるもの。 3. 2階以下の部分を住宅の用途に供するもの。ただし、住宅の管理・共用の用途に供するものを除く。
壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は2.0m以上としなければならない。ただし、落下物の防止のための柱及び庇を除く。
建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の色彩等は、周辺的环境や地域の街並みとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。 2. 屋外広告物の大きさ及び形状は、周囲の景観に配慮したものとし、複雑になる場合には、集約するよう努める。

### <参考>

- ・建築基準法別表第2(ほ)項  
第2号…マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等
- ・同法同表(り)項  
第2号…キャバレー、料理店、ナイトクラブ、等  
第3号…個室付浴場業に係る公衆浴場等

※これは概要です。詳細は建築指導課にお問合せください。

